牛久市商工会ハートフルクーポン券事業実施要綱要約書

1 ハートフルクーポン券の販売等

- (1) ハートフルクーポン券は、第1回目夏季分<u>200,000,000円、</u> 第2回目冬季分<u>400,000,000円(※増額されました)</u>の2回に 分けて発行する。
- (2) ハートフルクーポン券の販売単価は、500円券を4枚、1, 000円 を9枚の1セットとして、10, 000円とする。
- (3) ハートフルクーポン券の販売は、1世帯最高100,000円とする。
- (4) ハートフルクーポン券の取扱店での使用限度は110,000円(10冊) までとする。(したがって大型店は50,000円分が限度)

2 ハートフルクーポン券の使用範囲等

- (1) ハートフルクーポン券13枚綴りのうち1,000円券4枚と500円券4枚を中小事業所のみ使用可とし、残り1,000円券5枚については大型店(店舗面積1,000㎡以上)も使用出来る共通商品券とする。
- (2) ハートフルクーポン券の使用期間は、第1回目を2020年6月1日から、 2020年9月30日まで、**第2回目は2020年10月1日から(※変更** になりました) 2021年3月31日までとする。
- (3) ハートフルクーポン券の利用につり銭は出さない。

3 取扱店事業者の登録等

- (1) 取扱店事業者は、原則市内に事業所の住所を有した牛久市商工会員とする。
- (2) 取扱事業者は毎年度申込書に必要事項を記入のうえ商工会に提出する。
- (3) 商工会は一定の審査を行い、取扱店事業者の登録をおこなう。

4 換金

- (1) 取扱店事業者は次のとおり引換済ハートフルクーポン券の換金をする。
- (2) ハートフルクーポン券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面の一部分を破線にしたがって切り取るとともに、券裏面の指定欄に取扱事業者名が判別できる印を押印する。
- (3)上記の処理を行った引換済ハートフルクーポン券は、原則毎月5日、10日、 15日、20日、25日及び、末日に商工会事務局に換金申込書を添えて持 参する。ただし、受付日が商工会の休業日の場合は、その翌営業日を受付日 とする。
- (4) 取扱店への支払は常陽BKネットバンキングによる支払いとする。5日受付は8日、10日受付は13日、15日受付は18日、20日受付は23日、25日受付は28日、末日受付は翌月3日振込みとする。所定の振込手数料を支払金額から差引くものとする。

(5) 具体的な日程は別紙のとおりとする。

5 賦課金及び手数料

- (1) 取扱店事業者は換金の時、手数料としてその金額の2%を負担する。
- ※今年度は、牛久市の新型コロナウイルス対策事業として、牛久市の予算で負担していただけることになりました。(取扱店の負担はございません。)

6 取扱店事業者の取消し

(1) 取扱店事業者が、本要綱に違反する行為を行った場合、商工会長は当該取扱 店事業者の登録を取消すことができるとともに、損害が生じた場合は賠償金 額を請求できるものとする。

7 取扱い禁止事項

「新たな消費喚起を促す」という制度に沿わない次の事項の取扱を禁止します

- (1) 風営等の規制に規定する性風俗関連特殊営業
- (2) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等、不動産にかかる支払い

注:支払いは振込のみで、次の手数料がかかります。

振込手数料一覧

振込額	常陽銀行牛久支店	常陽銀行本支店	他の金融機関
3万円未満	0円	110円	440円
3万円以上	0円	330円	660円